

日本語教育機関における新型コロナウイルス感染症への対応について

問1 発熱等の症状が見られる生徒等が欠席する場合、日本語教育機関の告示基準上どのような取扱いとなるか。

(答)

仮に生徒等が発熱等を理由として欠席する場合、当該事情による欠席は、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第37号、同項第39号に記載する「疾病その他のやむを得ない事由」に該当します。

問2 新型コロナウイルスの感染を防止するため、臨時休業としたいが問題ないか。

(答)

休業とする場合には、その補充のための授業開講など、可能な限りで休業期間を補うための措置を講じる必要がありますが、仮に当該措置を講じた上で、告示基準に定める規定（第1条第1項第6号ホ等）を満たさないこととなっても、直ちに告示基準不適合とみなされるものではありません。

問3 中国から帰国した生徒について、出席停止措置を執りたいが問題ないか。

(答)

文部科学省が発出した令和2年2月13日付け事務連絡に準じた対応をお願いします（同事務連絡は更新等されることがあります。）。

https://www.mext.go.jp/content/20200214-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

出席停止措置を講じた場合の出欠の取扱いについては、問1を御参照ください。

なお、出席停止措置を講じた生徒の学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、その補充のための措置を講じるなどの配慮をお願いします。

問4 感染防止対策として、オンラインで授業を行うこととしたいが問題ないか。

(答)

日本語教育機関が感染症の蔓延の場とならないよう学校運営上の対策を講じる目的などの観点から、必要な範囲内において、当初は予定していなかったオンラインによる授業を行うこととした場合、当該オンラインによ

る授業をもって、直ちに告示基準等に適合しないとみなされるものではありません。

つまり、感染症の蔓延防止のため、必要な範囲内において、当該オンラインによる授業を教育課程の一部とみなすことが可能です。

なお、オンラインによる授業は、緊急的な措置として必要最小限で認められるものです。

問5 新型コロナウイルス感染症の影響で帰国が困難である生徒が在留期限を迎える場合、在留資格「留学」の在留期間を更新できるか。

(答)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う空港の閉鎖や移動の制限を受けて、帰国便の確保や本国の居住地等への帰宅が困難である生徒については、在留資格「短期滞在」に在留資格を変更することが可能であるほか、現在在籍している教育機関において引き続き教育を受けようとする場合には、在留資格「留学」の在留期間を更新することが可能です。

在留資格「留学」の在留期間を更新する場合は、次の点に御留意ください。

- ・ 在留資格「短期滞在」に在留資格を変更することも可能であることを説明の上、「留学」の在留期間の更新を希望する場合は、教育を受けることとなる教育課程の内容や授業料等について、当該生徒に対し、十分な説明を行い、その内容を当該生徒が正確に理解している必要があります。
- ・ 専ら日本語の教育を受ける期間が2年を超えることとなったとしても、在留期間の更新が可能です。
- ・ 在留期間は、教育を受ける期間に応じて、最長6か月の期間が許可されます。
- ・ 当該生徒を受け入れる教育課程は、既存のもので差し支えありませんが、当該留学生の能力に応じた教育課程を選ぶなど、留学生在が適切な教育環境で学習できるよう、可能な限り配慮願います。
- ・ 当該生徒については、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第7号・第8号で定める定員数を考慮するにあたっては、算入されません。
- ・ 当該留学生については、日本語教育機関の告示基準第1条第1項第4号の報告等の対象外となります。

問6 新型コロナウイルス感染症の影響で、本邦に入国できない生徒について、入学期を変更して、在留資格認定証明書の再交付申請をする予定だが、改めて全ての必要書類を提出しなければならないのか。

(答)

今般の入国制限措置に伴い、本邦に入国できない留学生在が、入学期を変更して、「留学」に係る在留資格認定証明書の再交付申請を行う場合、

原則として申請書及び教育機関の理由書の提出をもって、審査を行います。

また、既に申請中の留学生について、入学期のみを変更する場合は、原則として教育機関の理由書の提出をもって、審査を継続します。

なお、今般の入国制限措置を受けて、許可された在留期限内（在留申請を行っている場合の特例期間を含む。）に再入国できない旨の相談があった場合は、改めて在留資格認定証明書交付申請が必要となります。

問7 新型コロナウイルス感染症の影響で在留資格認定証明書交付申請の準備が遅れているため、令和2年7月期生の申請日を延長できないか。

(答)

新型コロナウイルス感染症の影響により、在留資格認定証明書交付申請に係る提出資料の準備に時間を要する本年7月期入学希望の留学生については、在留資格認定証明書交付申請の受付期間を延長するなど、一定の配慮を行う場合があります。

詳細については、申請先の地方出入国在留管理局又は地方出入国在留管理支局の在留資格「留学」を担当する部門にお問い合わせください。

各地方出入国局在留管理局又は地方出入国在留管理局支局の連絡先は、出入国在留管理庁ホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>) の「組織・機構（地方出入国在留管理官署）」に関するページで確認できます。

※ この取扱いの変更等があれば、法務省ホームページ (<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>) で御案内しますので、御確認ください。